

会 議 記 録

会議名称	杉並区介護保険運営協議会（令和元年度第3回）	
日時	令和2年1月24日（金）14時00分～15時42分	
場所	杉並区役所 中棟5階 第3・4委員会室	
出席者	委員名	会長、藤林副会長、植田委員、小林委員、野間委員、日置委員、堀本委員、瑠璃川委員、奥田委員、酒井委員、甲田委員、真砂委員、田嶋委員、北垣委員、井口委員、堀向委員、森安委員、根本委員、相田委員、櫻井委員
	区側	高齢者担当部長、高齢者施策課長、高齢者在宅支援課長、介護保険課長、地域包括ケア推進担当課長、障害者施策課長、保健サービス課長
	事務局	高齢者施策課：貴山、白川、山本、小野
欠席者	尾崎委員、成瀬委員	
配付資料等	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域密着型サービス事業所の開設について 2 地域包括支援センター事業評価全国集計結果について（平成30年度事業） 3 地域密着型サービス事業所の指定等（区内）について 4 地域密着型サービス事業所の指定（区外）について 5 共生型（生活介護・自立訓練（機能訓練））サービス事業所の指定（区内）について 6 ケア24阿佐谷の移転のお知らせ 7 杉並区生活支援体制整備講演会「“杉並らしい”支えあいのすゝめ」ご案内 <p>参考資料 生活支援体制整備通信「杉並ぐるる」第14号 参考資料 在宅医療地域ケア通信 第20号</p>	
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> 1 高齢者担当部長挨拶 2 令和元年度第2回杉並区介護保険運営協議会会議録の内容確認について 3 議題 <ol style="list-style-type: none"> （1）地域密着型サービス事業所の開設について （2）地域包括支援センター事業評価全国集計結果について 4 報告事項 <ol style="list-style-type: none"> （1）地域密着型サービス事業所の指定等（区内）について （2）地域密着型サービス事業所の指定（区外）について （3）共生型（生活介護・自立支援（機能訓練））サービス事業所の指定（区内）について （4）ケア24阿佐谷の移転のお知らせ （5）杉並区生活支援体制整備講演会「“杉並らしい”支えあいのすゝめ」について 5 その他 	
会議の結果	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域密着型サービス事業所の開設について（了承） 2 地域包括支援センター事業評価全国集計結果について（了承） 3 地域密着型サービス事業所の指定等（区内）について（報告） 4 地域密着型サービス事業所の指定（区外）について（報告） 	

	<p>5 共生型（生活介護・自立支援（機能訓練））サービス事業所の指定（区内）について（報告）</p> <p>6 ケア 24 阿佐谷の移転のお知らせ（報告）</p> <p>7 杉並区生活支援体制整備講演会「“杉並らしい” 支えあいのすゝめ」について（報告）</p>
高齢者施策課長	<p>皆様、お待たせいたしました。定刻となりましたので、令和元年度第3回介護保険運営協議会を始めさせていただきます。</p> <p>本日は、成瀬委員から欠席のご連絡をいただいております。まだいらしていない委員もいらっしゃいますけれども、もうこれだけおそろいですので、始めさせていただきます。本日、区の幹部の職員でございますけれども、保健福祉部の管理課長、高齢者施設整備推進担当課長、在宅医療・生活支援センター所長が出張、そういった用事できょうは欠席しておりますので、恐縮でございます。</p> <p>これから高齢者担当部長よりご挨拶を申し上げます。</p>
高齢者担当部長	<p>皆さん、あけましておめでとうございます。新年早々、風邪をひいてしましまして、聞きづらくて大変申しわけございません。今、ちょっと怖いウイルスもということで、私は横浜なので、中華街はやめておこうかなどというふうにも思っております。</p> <p>冗談はともかくとして、ことしはもう早くも計画3年目ということになります。年度としては来年度ですけれども。また、次期の8期の検討も開始しなければいけない年ということもありますので、皆さんにはまたいろいろご意見をいただいたり、お知恵を拝借したりということも多くなるかと思しますので、引き続きよろしく願いいたします。</p>
高齢者施策課長	<p>それでは会長、よろしく願いいたします。</p>
会長	<p>寒い中お集まりいただきまして、ありがとうございます。きょうは比較的いいほうだと思うのですが、何しろ1年で一番寒い時期ですから、部長には悪いけれども、お風邪を召さないようにご注意くださいと思います。</p> <p>きょう、幾つかの報告事項について区の直接の担当者が来られないでいるということがありましたが、もしご質問があれば、全て田部井部長が答えてくれるということになっておりますので、差し支えはないだろうと思っております。どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>では、最初に資料についてご確認をお願いいたします。</p>
高齢者施策課長	<p>それでは、着座のままで失礼いたします。</p> <p>資料は先日郵送でお送りさせていただきましたけれども、本日は議題が2件、報告事項が5件ございまして、資料番号は1から7までとなっております。また、議題や報告事項ではございませんが、参考資料として、生活支援体制整備通信「杉並ぐるる」第14号と、「在宅医療地域ケア通信」第20号をつけさせていただきます。</p> <p>資料については以上でございますが、過不足等ございませんでしょうか。特段ないようでしたら、それでは会長、進行のほうをよろしく願いいたします。</p>
会長	<p>それでは、お手元の次第に従って進めてまいります。</p> <p>まず最初に、前回の会議録の内容確認についてです。既に郵送されておりますので、お目通しいただけているかと思っております。何かお気づきのことがおありの方、いらっしゃいますでしょうか。</p> <p>いいですか。</p>

	<p>それでは、ご承認いただいたこととしたいと思います。ありがとうございました。</p> <p>続いて、議題のほうに入ってまいります。議題の(1)として「地域密着型サービス事業所の開設について」です。</p> <p>では、介護保険課長、お願いいたします。</p>
介護保険課長	<p>皆さん、こんにちは。介護保険課長でございます。本日もどうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、資料の1をごらんください。「地域密着型サービス事業所の開設について」でございます。介護保険法第78条の2第7項に基づきご意見を伺います。</p> <p>1点目、定期巡回・随時対応型訪問介護看護。</p> <p>施設の概要でございますけれども、エフリオ訪問看護・定期巡回ステーション。開設予定地は、阿佐谷北二丁目14番5号大阪やビル3階。</p> <p>定員が上限なし。</p> <p>開設予定年月日が令和2年4月1日。</p> <p>圏域は阿佐谷でございます。</p> <p>施設を運営する法人の概要でございますが、エフリオ株式会社。代表者氏名、所在地は記載のとおりでございます。</p> <p>現在行っている事業としましては、訪問介護、訪問看護、居宅介護支援。いずれも今回の申請地において既に行っている事業でございます。</p> <p>それでは、添付資料のご説明となります。おめくりいただきまして、別添1-1をごらんください。事業概要書でございます。</p> <p>まず1点目、法人につきましては、今ご説明したとおりでございます。</p> <p>2点目、「計画概要」でございます。この5行目ですね。事業所の面積(延べ床面積)が66.79平方メートル。これが全体でございます。今回の専用の場所が14.48平方メートルとなっております。</p> <p>3点目、「職員体制及び研修計画」でございます。管理者が1名、計画作成責任者が2名、オペレーター7名、訪問介護員が2名、訪問看護師が8名ということで、この看護師がオペレーターを兼務するような形になろうかと思っております。</p> <p>研修につきましては記載のとおりでございます。</p> <p>次の4番目、「サービス提供計画」についても記載のとおりでございます。おめくりいただきまして、5番目「資金計画」でございます。資金が500万円ということで、既に金融機関からの借入による調達済みということで聞いてございます。</p> <p>それから6番目「収支計画及び利用者見込み数」でございます。利用者(延べ利用者数)は、令和2年4月から2、4、8、12、15、17と見込んでございまして、開設5カ月目の8月には黒字化を見込んでいるといったところでございます。</p> <p>それから7番目「運営理念・運営方針」につきましては記載のとおりでございます。</p> <p>次に、別添1-2をごらんください。こちらが施設の案内図でございます。JR阿佐ヶ谷駅の北側ですね。杉並第一小学校の中杉通りを渡ったといひますか、挟んでのビルの3階ということでございます。</p> <p>それから、またおめくりいただきまして、別添1-3ですね。こちらが平面図でございます。この図面の右上、太枠で囲んだところが今回のエリアということで、このエリアの中に事務スペースと鍵つきの書庫を置いているといったところでございます。</p>

	私からの説明は以上でございます。
会長	何かご質問、ご意見おありの方はいらっしゃいますか。 介護保険課長。
介護保険課長	<p>事前にご質問いただいておりますので、こちらのほうから先にご回答したいと思います。</p> <p>まず今回の定期巡回・随時対応型訪問介護の事業者数でございます。以前もちょっとご報告したとおり、7圏域全てに1つずつということで、7カ所で、今回8カ所目になるということでございます。</p> <p>それから、各事業所ごとの利用者数、給付額についてということでございましたので、順にお話をさせていただきます。</p> <p>全て昨年の11月の実績になりますけれども、まず井荻圏域のウォームハート上井草が、利用者数が15人で、給付額は272万余でございます。</p> <p>西荻圏域にいきまして、笑生定期巡回・随時対応型訪問介護看護ステーションが、同じく利用者が28名、給付額が495万余。</p> <p>それから、荻窪圏域に参りまして、ホームヘルパーステーションすぎなみ正吉苑が、利用者が1名、給付額が17万余。</p> <p>それから、阿佐谷圏域。これはSOMPOケア在宅老人ホーム杉並定期巡回。こちらが41人、829万余。</p> <p>それから、高円寺圏域に参りまして、ナースケア杉並。こちらが11人、107万余でございます。</p> <p>それから、高井戸圏域がスギコー定期巡回。こちらが8名で144万余。</p> <p>最後に方南・和泉圏域で、そよ風定期巡回えいふくが15名、275万余となっております。</p>
会長	よろしいでしょうか。 委員、どうぞ。
委員	<p>事前質問させていただきまして、こういう実績だということで、よくわかりました。ありがとうございます。</p> <p>それと、今回の定期巡回・随時対応型訪問介護看護が8カ所目ということで、1圏域1カ所ということで、それはすごく住民としてはありがたいのですけれども、今の7カ所の利用人数、そして給付額、要するにお金ですけれども、収入支出の部分で、そこら辺で8カ所目を新しく開設するに当たって、1つは、今の時点で充足していて、これ以上、8カ所目の必要性はどうかということで、私も利用者人数とこの給付額とで7カ所がきちんとそれぞれに運営が成り立っているかというあたりと今後のことについて、見通しというか、よくわからなかったので、この質問をさせていただきました。例えば正吉苑さんはお1人で17万円ということになっているのですが、ちょうど櫻井さんもいらっしゃいますし、事業としてどうなのかなというあたりがあって、住民としてはそこら辺をちょっと心配しているところです。以上です。</p>
会長	それでは、櫻井委員に伺いましょうか。
委員	ご心配をいただいております。実は、12月31日をもちまして、定期巡回型のほうを一応廃止の届出を出させていただく形になっております。と申しますのが、この後に出てきます看護小規模多機能型とエリアが完全に重複するということでもございまして、お客様に提供できる安心の部分というところは、サービスの内容は違うのですけれども、大分かぶってしまっているところがあるということと、あともう1点、私ども夜間対応型訪問介護を併設で対応させていただいておりますので、最初、ケアマネジャー様を通じてご

	依頼があるときに、お客様にお話をサービス担当者会議等でしていくと、それであれば夜間対応型のほうが使い勝手がよさそうだねということのお話にまた戻ってしまったりというところがありましたので、役割どころとしては、看護小規模多機能型が立ち上がっていくことによって、私どもに関しましては、定期巡回については役割を1つ卒業したのかなというふうに申し上げたいところでございます。
会長	いいですか。
委員	はい。
会長	恐らく、定期巡回だけをやっているということではなくて、ほかのサービスと組み合わせてそれぞれの事業所が対応しているということが実情なのではないかと思うのですね。ですから、先ほどの利用者人数という意味では、あの程度でもとりあえず成り立つようになっているのではないかと思います。どうですか。それは介護保険課長、何かつかんでいらっしゃいますか。
介護保険課長	私のほうで、その辺の経営のほうはどうかと聞かれても、なかなかお答えしづらいところがありますけれども、28年から徐々にこの定期巡回が開設されて、ようやく7カ所、8カ所目になってきたという中で、利用者のほうも確実に伸びているというところで、ニーズのほうもあるとこちらのほうもとらえておりますので、今後、8カ所目、この後出てきたとしても、十分、必要なサービスなのではなかろうかというふうに考えてございます。
会長	阿佐谷圏域の既存の1カ所というのは南側なのですよね。今度は北側にできたというようなことになろうかと思います。 ほかに何かご意見おありの方いらっしゃいますか。では、副会長。
副会長	細かいところで恐縮なのですが、1ページ目の介護関係の「現在行なっている事業」のところで、居宅介護支援が訪問看護ステーションというのは、これは間違いではないでしょうか。居宅介護支援で訪問看護ステーションという名前。
介護保険課長	そのとおりでございまして、ちょっと紛らわしいのですが、登録はこの名称になってございます。
副会長	この名前で。わかりました。ありがとうございます。
会長	これは事業所を分けているわけですよね、全部。何かちょっと不思議な感じがして、その辺は何かつかんでいらっしゃいますか。
介護保険課長	分けているというのは。
副会長	全部、届出は別々ですよね、当然。
介護保険課長	もともとこの事業所は訪問介護、それから訪問看護と徐々にサービスをふやしていつているというふうに聞いておりますので。
副会長	本当に不思議な名前ですね。
会長	ちょっと不思議だなという感じがしますが、ほかに何かご意見、ご質問おありの方いらっしゃいますか。はい、どうぞ。
委員	8つ目ということで、私も経営のことがちょっと心配だったので、この事業所がもともと訪問看護をやっていたところで、それで定期巡回型というふうにしたということの経緯というか、それがちょっとわかっていたら教えていただきたいなと思いました。

	<p>24 時間訪問看護で対応していたのかどうかということと、そこら辺のことで、この中にちょっと書いてあって、訪問看護と訪問介護と一緒に定期巡回をするのですが、一体になってということでやっていて、それぞれの事業所があったのでやりやすかったのかなというふうには思いますけれども、その辺での 24 時間とっているならばこういうふうな形にしたほうが効率もいいしということになったのかどうかというのがちょっと知りたいなと思いました。</p>
介護保険課長	<p>それでは、事業概要書の裏面に「事業所の特色」というのが最後のほうに書いてあるかと思えますけれども、この事業所、事業者は訪問看護ステーションをやっているときから、ほかの定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携をしていたということで、今回、新たに自分のところで定期巡回をやるようになったわけですが、それ以前から連携をしてこういった事業を行ってきたという経験があるということでございますので、慣れていると言えば慣れているのかなと考えております。</p>
会長	<p>委員、いいですか。</p>
委員	<p>事業所のほうから、例えば先ほど委員がおっしゃっていたように、夜間の、この場合は巡回型だと夜間はコールということで、看護師が対応、または介護士も行くかもしれないのですが、24 時間の、結局、夜間は巡回にしないので、逆に櫻井さんのところみたいに多機能の事業所を目指すというところが出てくるのかなというふうに思うのですが、ほかのところの実態というか、巡回型から正吉苑みたいな感じになっていくところが、声が上がっているのかどうかというのはちょっと聞きたいなと思いました。</p>
介護保険課長	<p>今のところそういったお話を私ども伺ってはおりません。</p>
委員	<p>わかりました。大丈夫です。</p>
会長	<p>小多機は施設系ですから箱物が必要なのですよね。だから、そういう意味で、箱物のほうに転換できるというのは正吉苑さんのような背景のあるところに多分限られるだろうと思います。</p>
委員	<p>わかりました。</p>
会長	<p>よろしいですか。 ほかいかがでしょうか。よろしければ、この件をご承認いただいたということで、次に進みたいと思います。ありがとうございます。 2 番目の議題です。地域包括支援センターの事業評価。これが本日のメインイベントです。副会長、お願いいたします。</p>
副会長	<p>それでは、資料 2 に基づきましてご説明をさせていただきます。昨年度から、国が全国共通の評価指標に基づきまして地域包括支援センターの評価を行うことになっており、昨年度の評価も杉並区は 23 区の中では高いほうでございました。ことしは項目数として区も評価をされていて、区が 59 項目、地域包括支援センターが 50 項目で、それぞれマルバツで自己評価をしております。今年度は自己評価を 6 月に提出していて、その結果が全国集計結果として国から示されましたので、今回、この資料 2 として分析した結果をご報告いたします。 それでは、資料 2 の 1 「全体的な特徴」をごらんください。まず「①杉並区」という表がございます。この杉並区の表、区は 1 番の「組織運営体制等」と 5 番の「地域ケア会議」について昨年度できていなかったことがクリアで</p>

きて、全項目がマルとなり、得点が上がりました。しかし、4番の「包括的・継続的ケアマネジメント支援業務」については、昨年度と同様であり、改善ができていない。そして、23区平均も下回ったという結果になっております。この辺の詳しいことは後ほどご説明をいたします。

次に、ケア24の全体的な特徴でございます。1ページの下をごらんください。ケア24は、1項目を除く6項目で得点が上がっています。特に4の「包括的・継続的ケアマネジメント」、5の「地域ケア会議」、6の「介護予防ケアマネジメント・介護予防支援」は得点率が大きく上がっているところです。ただし、4につきましては、やはり区と同様に、他の項目と比べると依然として低く、23区平均と比べてもほぼ同水準でありまして、やや低めという結果になっております。

なお、ケア24のほうでは、2の「総合支援相談業務」が昨年度から低下しているのが気になりますが、これは、地域のネットワークの情報をマップやリストにできていないところが1カ所あったため、若干低くなってしまうものと考えられます。

個別にケア24を見てみますと、全てのケア24が55点満点中50点から54点の間で分布しておりまして、ほとんど差はありませんでした。また、できていない項目の多くが他のケア24でもできていないというように、できていない項目が共通しているという傾向がありました。

続きまして、2ページをごらんください。2ページの一番上に出ておりますグラフは、23区の平均との比較になります。ほとんどの項目は23区平均を上回っておりますが、包括的・継続的ケアマネジメントのみが低い結果となっております。

次、その下のところの「個別項目に関する分析」についてです。(1)包括的・継続的ケアマネジメント支援についてですが、①居宅介護支援事業所のデータ把握というのがございまして、これはほとんどのケア24ではきちんとできていたのですが、区のほうが主任介護支援専門員に関する人数把握を行っていなかったということです。

②です。「ケア24が介護支援専門員から受けた相談事例の把握」ですが、これは区がシステムで管理していますが、30年度までは件数把握しか行っておらず、相談内容を整理分類し統計的に積み上げていくというシステムになっていなかったために、ここの相談事例の把握ができていないということになっております。

それから、③ケア24が主催する介護支援専門員向け研修会の年間実施計画の提示ですが、全てのケア24できちんと策定されているのですが、5カ所のケア24で年度当初に指定介護支援事業所への提示をしていないというのがありました。

それから、④介護予防自立支援に関する出前講座の開催については、できているのが13カ所ということもあり、得点率が65%と低くなっております。

②、③、④ができていないケア24が多かったことが、包括的・継続的ケアマネジメントの点数が低かった要因というふうに考えられます。

次に3ページの(2)地域ケア会議になります。①の地域ケア推進会議についてですが、地域包括ケアシステムを充実させていくためには、個別ケースの対応はもとより、そこから見出される共通の課題を地域課題として検討する必要があります。それができているのが13カ所にとどまっていたというのが、ここが低かった主な原因となります。

②です。地域ケア会議の運営方針ですが、多職種との連携が不十分なケア24があったというところで、そのような結果になっております。

	<p>(3)の権利擁護でございますが、これは消費者被害に関する対応の記録を残していないところが3カ所あったことが、点数が低めになった要因となっております。点数としてはそれほど低いというわけではないのですが、消費者被害への対応として記録を残すことは大切だと思いますので、やはりここでは来年度に向けて区としてこの消費者被害の記録に残すことというのを指導していこうということで載せているということになっております。</p> <p>一応、この1と2について大体概要を私のほうからご説明いたしまして、3の「今後の取組」については区からのご説明になります。</p>
会長	<p>では、地域包括ケア推進担当課長、お願いします。</p>
地域包括ケア推進担当課長	<p>今、ご説明いただきました分析内容を踏まえまして、「今後の取組」、3になります。(1)包括的・継続的ケアマネジメント支援につきましては、まず①番として、居宅介護支援事業所のデータ把握の取り組みを行っていきます。元年度には区として主任介護支援専門員の人数を含めた居宅介護支援事業所に関する情報提供をケア24に既に行っておりまして、対応を済ませているところです。今後につきましても、ケア24と主任介護支援専門員が連携して、そのデータを活用して地域のケアマネ支援の充実が図れるように、区としても居宅介護支援事業所に関する情報を把握し、ケア24に提供してまいります。</p> <p>②番としまして、ケア24が介護支援専門員から受けた相談事例の把握についてですが、この相談事例について、平成30年度中に区とケア24が内容の整理分類方法を検討しまして、システム改修を行っております。令和元年度からはその相談内容別の件数の把握を開始しておりますので、既に対応を済ませしております。今後につきましても、相談内容の分析を行いまして、有効なケアマネ支援ができるようにデータを蓄積してまいりたいと考えております。</p> <p>次に③ですが、ケア24が主催する介護支援専門員向け研修会の年間計画の提示ですが、ケア24で行う研修会、事例検討会の計画につきましては、引き続き区が集約しまして、全体計画を策定するとともに、年度当初にケア24からその各地区の事業所に対して計画の提示を行うように指導してまいります。</p> <p>④としまして、介護予防・自立支援に関する出前講座の開催ですが、ケア24に対して地域のイベントやサロン、ゆうゆう館などにおける出前講座や家族介護教室の活用によりまして、この介護予防・自立支援の大切さについて区民理解を広げるよう指導してまいります。</p> <p>次のページになります。(2)地域ケア会議についてですが、①地域ケア推進会議の開催です。30年度末に地域ケア会議のマニュアルを改正しておりまして、地域ケア推進会議についても再度ケア24に説明、指導した結果、元年度には改善が図られておりまして、現在、この地域ケア推進会議を開催済みのところも多くなっております。引き続き開催状況を把握してまいります。</p> <p>②としまして、「地域ケア会議の運営方針の周知等」についてです。ケア24に対してみずから主催する地域ケア会議について、運営方針をケア24の職員会議の参加者、関係機関のいずれにもデータまたは紙面で周知するように指導してまいります。また、自立支援・重度化防止等の観点で行う個別事例の検討においては、多職種からの助言等を生かして課題を明確化するとともに、その目標や優先順位、支援や対応策の確認、モニタリングについての決定等、対応策を講じるよう指導してまいります。</p>

	<p>最後に権利擁護についてです。消費者被害に関する情報提供についてですが、ケア 24 に対しては、高齢者の消費者被害に関する対応について関係者に引き続き情報提供するとともに、取り組み内容の記録をデータまたは紙面で整備するよう指導してまいります。</p> <p>今後の取り組みの内容については以上でございます。</p>
副会長	<p>杉並区につきましては、会長も一緒に最初からずっと長年やっていた成果がやはり 23 区の平均を上回るという結果になっていると思いますが、毎年毎年少しずつまたよくなっていくことは素晴らしいことなわけですが、100%になったからこれで終わりというものではなく、それをいかに維持継続させていくかというのが今後の課題です。でも、杉並区の皆さんはほかの 23 区よりもいい地域包括支援センターに当たる可能性が高いということで、安心した老後を送れるのではないかと考えております。</p>
会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>念のためちょっと確認をしておきたいのですが、1 ページ目の下の表に 7 つの項目があるのですよね。その内訳を見ていくと、大きく分けて 1、2、3 とあって、2 がさらに (1) から (4) までに分かれています。それぞれについて幾つかの項目があって、その項目にマルかバツかをつけるという形で回答していると。区については、もちろん区がどう回答したかということになるし、ケア 24 について言えば、20 カ所のうち何%がこれをクリアしたかというようなことになってくるということだと思います。ただ、本文の中にある (1)、(2)、(3) と、①、②、③、④というのは、1 ページ目の表にある 2 の (1)、(2)、(3) とは一致していません。比較的评价が低かった。それゆえに突っ込んだ分析を必要としていると考えられた包括的・継続的ケアマネジメント支援、地域ケア会議、権利擁護について (1)、(2)、(3) という形で取り上げて、分析をしていただいたということだと思いますが、それでよろしいですか。①、②というのは、これは評価項目ですか。</p>
地域包括ケア推進担当課長	<p>①、②についてはそうですね。評価項目となっています。</p>
会長	<p>それぞれの例えば包括的・継続的ケアマネジメント事業で言うと項目数が 6 つあるのですが、その項目 6 つのうち 1、2、3 ということですね。</p>
地域包括ケア推進担当課長	<p>はい。</p>
会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、何かご質問、ご意見がおありの方いらっしゃいましたら伺いたいと思います。いかがでしょうか。</p> <p>もう 1 つ確認なのですが、去年 6 月に報告したおととしの分の評価結果ということになりますね。</p>
地域包括ケア推進担当課長	<p>今回のこの評価ですね。この評価については、30 年度分の評価になります。</p>
会長	<p>基本的にすごくいいし、これは 23 区平均が出ているのですが、全国平均というのはあるのですか。</p>
地域包括ケア推進担当課長	<p>はい、全国平均もございます。それはもっと低いです。なので、高い順から言うと、特別区、東京都、全国という順番になります。</p>
会長	<p>いや、そうだと思っているのですが、全国があると、いかに我々が恵まれているかということがよくわかるなというふうに思ったものですから、次回から、もし可能だったら全国の平均もお出しいただくといいかと思います。部長、どうぞ。</p>

高齢者担当部長	ざっとですけれども、全国は全体では 89.9% ですね。それで、項目ずつ見ていくと、組織運営体制は 83.3 が全国平均。
地域包括ケア推進担当課長	例えば組織運営体制につきましては、全国、センターのほうの平均が 79.5 です。市町村のほうの平均が 72.7 というふうな形になっています。ほかの項目も。
会長	ついでだから、言っちゃってくださいますか。
地域包括ケア推進担当課長	総合相談支援については、センターのほうは 88.7、市町村のほうは 81.1% です。 権利擁護につきましては、センターのほうは 85.9%、市町村のほうは 82.8% です。 包括的・継続的ケアマネジメントにつきましては、センターのほうは 78.4%、市町村のほうは 63.7%。 地域ケア会議につきましては、センターのほうは 80.5%、市町村のほうは 62.7%。 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援については、センターのほうは 75.8%、市町村が 60.6%。 事業間連携は、センターが 87.2%、市町村が 86.1% というふうになっております。
会長	ありがとうございました。やっぱり 23 区というのは全体によくできているということですね。杉並区はそこでもいいほうなのですが、ただ、包括的・継続的ケアマネのところだけが残念ながらちょっと届かなかったということです。それで既に対応策を昨年来とっていただいているということになります。何かご質問、ご意見。では、委員、どうぞ。
委員	包括的・継続的ケアマネジメント支援業務の具体的な内容をちょっと教えていただければと思います。
藤林副会長	地域における連携とか協働の体制づくりをすることと、いわゆる居宅介護支援を行っているケアマネジャーの支援、要するにいろいろな問題が起こったときに指導すると。特にケアマネの支援については、地域包括が行った上でまた区のほうからも地域包括に行うという二重の支援体制ができていて、なるべく直接高齢者の皆様に接するケアマネさんたちの質を向上させようとするのがこのケアマネジャーの支援で、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務の中に入っております。
委員	ありがとうございました。
会長	よろしいですか。 ほか、いかがでしょうか。どうぞ、委員。
委員	「今後の取組」のところの、今の包括的・継続的ケアマネジメント支援のところなのですが、②番で、30 年度以降はシステムもできて、相談内容などもきちんとデータ化されるということなのですが、件数や内容の把握というのは第一義的にはとても重要なことだと思いますが、その相談をどう処理したとか、つなげたとか、解決したのかしないのか、継続しているのか、その辺を見ていくことも必要だと思うのですが、ここにある「相談内容の分析を行い」ということにそういう意味が含まれているのかどうか、ちょっと確認をさせていただきたいと思います。
会長	では、地域包括ケア推進担当課長、お願いします。

地域包括ケア 推進担当課長	この相談内容につきましては、やはりどのような相談をケア 24 が受けたかというところを統計としてとっています。その傾向とかですね。また、多い相談については、それはどういう支援を進めていかなきゃいけないのかということを考えるための相談内容の分析ですので、その個別にどういふふうに対応して、どういう支援につなげたかということは、また個別の記録をきちんとつくっているところです。
会長	分析をするときに、こういう対応あるいはこういう支援をするとうまくいくとか、こういう状況のときにこういう支援をしてもあまり効果がないとかいう分析が本当は必要なんじゃないかということが多分、奥田先生の質問だったと思うのです。だとすると、それぞれのケースの支援だけではなく、支援の結果もある程度データとして蓄積したほうがいいのではないのでしょうかというご意見だと思うのですが、その辺、どうお考えですか。
地域包括ケア 推進担当課長	その辺は研究してまいりたいと思っております。
藤林副会長	結果については、何をもってうまくいったか、また、何をもってうまくいかなかったかというのが、本当は研究していく上では明確にちゃんとしていかななくてはいけなくて難しいのです。ただし、現場レベルでやはり、何らかの形の、本当に簡単なものでも構わないから、こうやったらうまくいったかというのでできればある程度いいのですけれども、対人の場合は、同じように独居で、こういう性格だけれども、この人はうまくいったけれども、この人はうまくいかないというのは、微妙に何が違うのかはなかなか分析し切れないところがあるので、これは、本当はこういうのを把握しつつ、つまり相談内容と結果みたいなものを把握しつつ、ケアマネのスーパービジョンとかソーシャルワーカーのスーパービジョンという形で、スーパービジョンというのは要するに上級ソーシャルワーカーが若いソーシャルワーカーに対していろいろと指導監督とか教育していくことを言うのですが、そういう体制を明確にしていくことで、統計結果で出すよりも、1件1件、やはり丁寧に質を上げていくほうが効果的なのではないかと考えます。
会長	ありがとうございました。 よろしいですか。 いかがでしょう。どうぞ、委員さん。
井口委員	「今後の取組」という中でいろいろ、例えば②の相談事例の把握のところですけれども、介護保険事業の中での取り組みと現状の地域福祉という中で考えますと、国のほうで言う地域力向上推進事業というのがあって、要は高齢者だけではなく、さまざまな福祉のニーズに対してこういう対応もしろということも一方で言われてきているのがありまして、そのあたりで、区のほうでも、ぜひほかの福祉の部門と連携をとっていただいて、あちらはこれを行っているけれどもこちらはやっていないとか、そういうことがないような取り組みにさせていただければなおよいのかなと思います。 もう1点。これだけうちの区の中のケア 24 の評価が高いということの中では、私はこういう立場で出ていますから申し上げますけれども、それぞれの事業者さんがそれなりに努力しているところがあるかと思っています。それで、今、働き方改革というのがあって、これから同一労働同一賃金とかという取り組みも我々はしていかなければなりません。そういう中では、委託料がかなり厳しい状況になってきておりますので、ぜひそのあたりも事情を察していただいて、適正な委託額もまた算定いただければと思います。

会長	では、委託額は部長ですね。
高齢者担当部長	<p>それにつきましては変なことをお約束はできないのですが、いろいろ手間をかけないように、いろいろなシステム的なことを入れるとか、そういったことも組み合わせながら、現場の負担が少なくなるような取り組み、また、委託料を上げるとはっきり明言できればいいのですが、なかなかそうも言えないところなので、いろいろ手間と、あとは今までやっている中で、これはもうケア 24 ではなくていいのではないかというのがあれば、事務の見直しも含めてやっていければと思っております。</p> <p>あと、前半のご質問については、なかなかこちらだけではお答えしづらいところではあるのですが、当然、高齢者のほうがほかの分野から一歩先にいろいろ制度が出来上がっているところがありますので、こういったところをいろいろ発信して、いわゆる共生社会みたいなものをつくっていく中で参考にしていけるようにしていきたいと考えております。</p>
会長	委員、後のほうの話で何かありますか。
委員	<p>今お聞きしていて、まさしく私は障害者のほうの立場ですけれども、やはり障害者から見ると高齢者の部分はすごく進んでいて、いろいろな資源、たくさん地域の資源を使っていて、医療にしても、いろいろな事業所にしてもたくさんあって、すごくうらやましいと。ただ、同じ障害者だということと、また別に組むよりは、そういう地域の資源を同時に使わせてもらって、後で何か共生型もできたということで、すごくうれしいなと思いますけれども、そういうものがあまり障害だからとか高齢者だからとかという隔てがなく進んでいくことを本当に切に願っております。</p>
会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ほかいかがでしょうか。事業者の側から言いますと、甲田委員ですか。</p>
委員	<p>国のほうの調査、それと区のほうの調査が従来やっていたものとで、現場の人たちがまとめるのが大変だったのではないかなと。非常に似たような部分もあって、だけど違う部分もあって、その違いを現場の人たちが十分把握できていたのかなと、ちょっと疑問に思ったのです。以上です。</p>
地域包括ケア推進担当課長	<p>今年度の区の事業評価につきましては、国のほうの評価指標、評価項目を活用しまして、国のものを土台にしまして、また少し細かい事業内容の評価項目を入れまして、それで組み立てていますので、大きなくくりでは同じ、国のものを横引きして、区の事業が進むように。</p>
委員	いや、現場にとっては二度手間に近いことになっているのかなと。
地域包括ケア推進担当課長	<p>時期が違うので。こちらは年度初めに昨年度の事業評価をします。</p>
高齢者担当部長	<p>国のほうは前年度の分を、年度当初にマルかバツかで自己評価します。そこでもうばしっと終わってしまうのです。たまたま、その結果が送られてくるのがこの時期なので、その間、現場で何か大変だったのかなと思うかもしれないけれども、それはそれで、調査自体は終わっているのです。</p> <p>区のほうの事業評価は、今ご説明あったように、大きな項目、くくりとしてはそこに沿っているのですが、それが4段階になっていて、4段階のうちの幾つできましたかというようなつくりになっているので、それは当該年度、ことしであれば令和元年度、できていますか、できていませんかというのをやるということなので、ちょっとそこら辺がずれているところがあります。</p>

	<p>ことしが本格始動1年目だったので、まだお互いになれていないところがあるのかもしれませんが、先ほども自分の口で言いましたので、現場の負担になるべく事務的なことでふえないような工夫も、こちらの事務局としてもしていきます。よろしくお願いたします。</p>
会長	<p>ありがとうございました。 委員、何かありますか。</p>
委員	<p>包括的・継続的ケアマネジメント支援のところで、1つのケア24で、単体で動けない場合に、ほかのケア24の所長さん同士でやりとりをしているという話を現場の者からも聞いておりますし、ノウハウを共有するというところでは杉並区さんが介入をしてくださっていると聞いておりますので、そこにつきましては、今後ともご助力をいただきたいと思っております。以上です。</p>
会長	<p>ありがとうございました。 それでは委員、どうでしょう。</p>
委員	<p>年度を追うごとに、ケア24の主任ケアマネジャー、また、私たち地域におります居宅の主任ケアマネジャーがともに協力し合って地域のケアマネ支援の輪をつくっていくような具体的な取り組みが進んでいるような実感を持っております。ありがとうございます。</p>
会長	<p>ありがとうございました。 ほかにご質問あるいはご意見、ご感想、おありの方、いらっしゃいますか。よろしいですか。 委員。</p>
委員	<p>包括的・継続的ケアマネジメントの支援のところで、やはりケアマネジャーがケア24をかなり頼りにしているというところでの相談をかなりやっていらっしゃるのかなと思っていて、その数とか実績、先ほども何回も言っていますが、その辺がすごく大事だと思っているところですので、今後ともその辺のところを分析していただいて、行っていくことが大事かなと思いました。ありがとうございました。</p>
会長	<p>ありがとうございました。 いいですか。</p>
副会長	<p>先生がおっしゃった結果についての項目のとり方とか、それはまたこの委員会で、区と私どもとで、成瀬委員と私とでまた共同して、一緒に項目を考えていければと思います。</p>
会長	<p>ありがとうございました。 大変難しい、また大変な作業をしていただきまして、ありがとうございました。 それでは、報告事項のほうに移ってまいります。報告事項(1)地域密着型サービス事業所の指定等について。まず区内分につきまして、介護保険課長、お願いします。</p>
介護保険課長	<p>それでは、資料3-1をごらんください。「地域密着型サービス事業所の指定(区内)について」でございます。介護保険法第78条の2第1項及び第115条の12第1項による指定についてご報告いたします。本日3件ございます。 1件目が、認知症対応型共同生活介護。事業所名称が「エクセレント杉並清水」。所在地が清水三丁目9番19号。利用定員は、定員9名の2ユニット。法人名は株式会社エクセレントケアシステム。所在地、代表者氏名は記載のとおりでございます。開設年月日は令和元年11月1日。</p>

	<p>2件目。看護小規模多機能型居宅介護。事業所名称が「看護小規模多機能型居宅介護 しもいぐさ正吉苑」。所在地が下井草四丁目 23 番 11 号。登録定員は 29 人、通いが 18 人、宿泊 9 人。法人名が社会福祉法人正吉福祉会。所在地、代表者氏名は記載のとおりでございます。開設年月日は令和元年 12 月 1 日。</p> <p>この 2 件はいずれも昨年度の第 4 回協議会で開設についてご意見をいただいたものでございます。</p> <p>続きまして、裏面、3 件目です。地域密着型通所介護。こちらは事業所名称が「運動とマッサージのリハビリデイサービスえがお桃井店」。所在地が桃井一丁目 39 番 1 号キャロット杉並ビル 5 階。利用定員が 10 人。法人名が株式会社ルーツ。所在地、代表者氏名は記載のとおりでございます。開設年月日は令和 2 年 1 月 1 日。こちらは今年度第 2 回の協議会でご意見をいただいたものでございます。</p> <p>区内の指定につきましては以上でございます。</p>
会長	<p>続けて廃止のほうもお願いします。</p>
介護保険課長	<p>それでは、引き続きまして資料 3-2 をごらんください。「地域密着型サービス事業所の廃止（区内）について」でございます。介護保険法第 78 条の 5 第 2 項及び第 115 条の 15 第 2 項による廃止についてご報告いたします。こちらは地域密着型通所介護で 3 件ございます。</p> <p>1 件目、「リハビリデイ・すまいるウォーク杉並」。所在地、松ノ木二丁目 39 番 7 号 101 号。利用定員が 18 名。法人名が株式会社ワムケアサービス。所在地、代表者氏名は記載のとおりでございます。廃止年月日は令和元年 11 月 30 日。廃止理由は、一般介護通所事業所へ移行したためということで、18 名の定員でございましたけれども、25 名にして一般のデイへ移行したということでございます。</p> <p>2 件目。「言語生活サポートセンター」。荻窪五丁目 16 番 14 号。定員が 10 名。法人名が株式会社言語生活サポートセンター。法人の所在地、代表者氏名は記載のとおりでございます。廃止年月日は令和元年 12 月 31 日。理由としましては、事業継続が困難なためということでございますけれども、こちらは場所が狭く、場所を変えて開設予定だというようなことは聞いてございます。</p> <p>それから 3 件目。「ハンズデイサービス朝日」。所在地は梅里一丁目 7 番 19 号。「パソプランコ」と書いてございますが、正確には「ピソプランコ 1 階」でございます。申しわけございません。利用定員が 10 名。法人名は株式会社ハンズ。法人の所在地、代表者氏名は記載のとおり。廃止年月日は令和元年 12 月 31 日。こちらでも事業継続が困難なためということでございます。</p> <p>廃止については以上でございます。</p>
会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>区内の事業所の開設と廃止という報告でした。ご質問、ご意見おありの方、いらっしゃいますか。委員。</p>
委員	<p>開設の指定のところ、看護小規模多機能型居宅介護のところですけども、下井草の正吉苑、これは区内で 2 つ目でよろしいのでしょうか。</p>
介護保険課長	<p>区内で 3 カ所目でございます。</p>
委員	<p>先ほどもありましたけれども、その経営状況とかがどんなふうになっているのかをちょっと知りたいなと思いました。</p>

介護保険課長	看護小規模の経営のほうは、給付ですとか、そういった資料を本日持ち合わせてございませんけれども、もしよろしければ櫻井委員にお聞きいただければと。
委員	<p>しもいぐさ正吉苑におけるというところでございますので、これが平均なのかどうなのかというところはまた別のお話でございますけれども、12月1日に開設をさせていただいております、1階が通所介護、2階が看護小規模多機能型という形で、2階建ての建物でございます。</p> <p>29人登録のうち、12月頭の時点でまず6人から利用者様はスタートしております、お泊り、また訪問も組み合わせる形で、私どもも杉並拠点においては初めての取り組みなので、本当に探りながら行っている状態でございます。</p> <p>1月のきょう現在で、きょうも新規のお問い合わせをありがたいことに頂戴しております、9。実績で9かはやはあれですけれども、一応の予定では、2月の時点で、お申し込みのとおりであれば11人に達するようなどところで予定をしております。</p> <p>そのようなお答えでよろしいでしょうか。</p>
委員	需要はたくさんあるということで、今後ますますふえていくことが求められるということでもよろしいでしょうか。
委員	そう願っております。
会長	介護保険課長、どうぞ。
介護保険課長	今おっしゃられたとおり、ニーズのほうは高いと考えてございますので、必要な数、整備する必要があるかなと考えてございます。
会長	ただ、この事業そのものは、採算性というか、収益性があまりよくない事業なのですね。杉並区内3カ所できましたが、これは正吉苑さんを含めて全て併設型なのです。併設型ですと補助金がたくさんついているので比較的楽にスタートできるのですが、単独だとすると採算性がかなり厳しい事業だと聞いています。合っていますかね。
櫻井委員	そうだと思います。
酒井委員	難しいですね。 ありがとうございました。
会長	ほか、いかがでしょうか。どうぞ、委員。
委員	廃止（区内）の2件目、事業所名、言語生活サポートセンターについてです。場所が狭いために場所を変えて開設と先ほどご説明いただきましたが、名称にすごく興味を持ちますけれども、言語という分野に特化した事業所だったのででしょうか。珍しいなと思って、お聞きしたいと思います。
介護保険課長	失語症の方を対象にされていると聞いてございます。
委員	ありがとうございます。 今後もこういう分野の事業所というのはふえていく傾向があるのでしょうか。
介護保険課長	直接、そういったお話を聞いてはございませんけれども、需要があればこういった事業者も出てくるかなとは思いますが、その辺は、こちらのほうでは把握をしてございません。

堀本委員	ありがとうございます。
会長	副会長。
副会長	<p>世田谷区だとエステデイというのがあります。ネイルの手入れとかエステしてくれるデイ。あと、レストランデイと言って、1,500円出して、ちょっといいものを食べられるとか、あと足立区とか埼玉のほうだとギャンブルデイ。一時期有名になりましたね。パチンコ屋さんがやっているのですけれども、そういうさまざまなデイがあって、このギャンブルデイは、神戸は禁止されているのです。神戸市は絶対設置させないとなっているのです。だからそれぞれいろいろな特徴があって、さまざまなデイサービスというのがある、それは住民のニーズと合っていれば来てくれるでしょうし、採算が合わなかったら来てくれないだろうしという感じですね。</p> <p>レストランデイは大阪のほうにもあります。栄養士さんが、おいしいものを食べてほしいというので始めたというふうに書かれています。</p>
会長	では、委員、どうぞ。
委員	<p>私も言語生活サポートセンターというところで、これが杉並区で1カ所でしょうか。私の知っている方がここにやはり行ってしまっていて、かなりほかのデイと並行して一緒に、やはり失語症がある方でやっていたのですが、なくなってしまうのかと思って、ちょっと残念だったのですが、広げることでしたらば、今後もっと広げて、たくさんの人を受け入れてくださるといいかなと私も要望します。</p> <p>そして、やはり言語障害ということに対して、言語療法士が区内でも多分少ないと思うのです。訪問の言語療法士をしている方も少ないと思うのです。ですので、こういうデイサービス、通所施設があると、今後いいかなと思っています。よろしくお願いします。</p>
会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>委員、何かご存じのことありますか。</p>
委員	失語症の事業所に関してはあまり知らないのですが、やはり皆さん、いろいろ個別にそういう訓練をする教室を開いたりとか、そういうのは障害者のほうで聞いたことがあるので、そういう失語症の人たちの障害者団体があるので、そういうところに属されるといろいろな情報は入ってくると思います。
会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>どうぞ、委員。</p>
委員	失語症とだけ言ってしまうとすごく限定されて聞こえるのだけれども、結局、脳血管疾患による失語とかいう方もいらっしゃる、実は私も、ここに行かれている方を何人か担当させていただいているのです。なくなってしまうのは非常に厳しいというのがあって、今、ほかの方もおっしゃりたいに、デイケアであっても、デイサービスであっても、訪問であっても、STさんは本当に少ないのです。本当に少ないのだけどニーズは確実に高まっているのです。なので、こういうところがデイサービスの形であって、どういう形であってもいいですが、もう少しふえていく支援がどうにかできないかなと思っていますところではあります。
会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>通所介護事業所もある種、市場は飽和しているのです。たくさんできていて、こうやって撤退するところがちらほら出てきている。そうすると、生き</p>

	<p>残っていくためには、それぞれ何らかの特色のあるサービスを提供していくことが必要で、今はどこを見ても、リハビリ、リハビリと言っているのですが、そのうちエステになったりレストランになったり、ギャンブルがいいかどうかよくわかりませんが、いろいろな細部のサービスができてきて、それを通して区内全体のサービスの水準が上がっていくことを期待したいと思っています。</p> <p>ほか、いかがですか。ではどうぞ、委員。</p>
委員	<p>たしか、言語療法士さん、STさんというのは、言語指導だけではなくて、嚥下機能の訓練とか、あと、食事の飲み込み具合を確認されたりとか、やはり居宅介護が進んでいく上でかなり重要な役割を果たされるのではないかなと思いますので、もしこういう施設という形で存在できなければ、派遣できるサービスをふやすとか、今後検討をしていく重要な分野ではないかなと私も思いました。</p>
会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>地域によっては、リハビリの職能団体がかなり積極的に介護サービスにも取り組んでいるところがあるのです。そうすると、PT、OTだけではなくて、STさんも出てきてくれるようなことが行われているように聞いています。</p> <p>杉並区では特にそういう動きはないですか。</p>
障害者施策課長	<p>障害者施策課長です。済みません、ちょっとそのあたり、把握はしていません。ただ、子どもの分野のところ、私、こども発達センターを持っていますけれども、そこにお見えになるお子さんとか、発達センターにはSTさんもいますので、そういうところでのいろいろ指導とか、そういうところを行っています。</p>
会長	<p>どうぞ、委員。</p>
委員	<p>言語生活サポートセンターのところですけども、「事業継続が困難なため」というのはかなり曖昧な表現で、資金が回らなくなって、お手上げで、倒産手続をとって次の段階に入っていくのか、それとも、事業継続が難しいという意味では、人の確保がかなり難しいという話なのか、その辺、もう少し。</p>
会長	<p>介護保険課長、お願いします。</p>
介護保険課長	<p>この言語生活サポートセンターのここ数カ月の運営、給付の額とか、こちらのほうで確認をさせていただいたところ、人数も、それから給付額もさほど悪化していないといえますか、安定した経営状況なのかなとは思っております。実際、事業継続が困難なためということと、それから、私もこの法人のホームページも見ましたけれども、ホームページには、やはり経営の事情でと書いてございましたけれども、実際にこちらに相談をされに来られたときに、先ほど申し上げたとおり、場所が狭くて、広いところが見つければというようなお話でしたので、前向きに私どもは捉えているところではございます。</p>
会長	<p>よろしいですか。</p> <p>ほか、いかがでしょう。ご意見、ご質問。よろしいですか。</p> <p>そういたしましたら、次の報告に移っていきたいと思います。同じくサービス事業所の指定ですが、こちらは区外についてです。介護保険課長、お願いします。</p>

介護保険課長	<p>それでは、資料4をごらんください。「地域密着型サービス事業所の指定（区外）について」でございます。介護保険法第78条の2第1項及び第115条の12第1項による指定についてご報告いたします。地域密着型通所介護が4件ございます。</p> <p>まず1件目、「ぽかぽかデイサービス 高松センター」。所在地は練馬区高松3-24-19。法人名は特定非営利活動法人ケアステーションぽかぽか。所在地、代表者氏名は記載のとおりでございます。指定年月日は令和元年11月1日。</p> <p>2件目、「リハビリデイルームやわら」。所在地が世田谷北烏山7-30-25。法人名は株式会社インターメディケア。法人の所在地、代表者氏名は記載のとおり。指定年月日は令和元年12月1日。</p> <p>それから3件目、「ときめきデイサービス」。所在地が練馬区石神井町7-1-14 石神井スカイビル111号。法人名が株式会社福祉スタッフときめき工房。所在地、代表者指名は記載のとおり。指定年月日は令和元年12月1日。</p> <p>4件目。「稲垣薬局 デイサービス吉祥寺」。所在地が武蔵野市吉祥寺本町1-38-3 シャトル吉祥寺1階。法人名は株式会社三祐産業。所在地、代表者氏名は記載のとおり。指定年月日は令和元年12月1日でございます。</p> <p>以上でございます。</p>
会長	いずれも、区民でご利用の方は1人ずつと考えてよろしいですか。
介護保険課長	はい。
会長	<p>ご質問おありの方はいらっしゃいますか。よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、次の報告事項に移っていきます。共生型サービス事業所の指定について。障害者施策課長、お願いします。</p>
障害者施策課長	<p>障害者施策課の河合です。よろしくお願いいたします。先ほどもちょっとご意見の中でもありましたが、今回、今年の11月1日に、共生型サービスの事業所が新たに区内で指定されたということのご報告でございます。</p> <p>事業所名については、この表のとおり、スギコー株式会社さんの「スギコーデイサロン荻窪」それから浜田山の2カ所で開設をしております。</p> <p>今回、指定に至った経緯を簡単にご説明いたしますと、特に障害分野、生活介護の事業所というのは非常に足りていない。なかなか入れないという状況でございます。また、それに加えて、今は就労継続支援のB型などに通っている方、障害のある方も高齢化、重度化という中で、だんだん通えなくなっている。あるいは、今、65歳で介護保険サービスに移行というところで、スムーズな移行というような観点もございます。先ほどもありましたが、やはり新しく施設をつくるというのはなかなか大変だ。そういうような状況の中で、やはり今ある資源を活用していきたいと。そのような観点から、高齢者のデイサービスの事業所の皆さんにも、新しいこの制度ができて以降、いろいろ周知等を行いまして、今回、2カ所指定をしたというところでございます。</p> <p>今現在ですけれども、浜田山か荻窪かは失念したのですけれども、今、既にお1人ご利用している状況でございます。</p> <p>指定についての報告は以上です。</p>
会長	制度の説明をしていただけますか。

障害者施策課長	共生型サービスですけれども、本来ですと、介護保険の事業所は介護保険の事業所、障害の事業所は障害の事業所ということで、それぞれ指定を受けて、それぞれの制度に基づいた事業を行うところですが、どちらかがもう片方の制度を指定することによって、障害と介護両方のサービスを同じ施設の中で受けられるようになるというのが、簡単に言うと制度であります。
会長	そこをうまく使うと、障害の64歳までと65歳以降との間の大きな裂け目というか、壁を素通りできるようになるということですね。
障害者施策課長	そうですね。そういうところでございます。
会長	いかがでしょう。ご質問、ご意見。はい、委員、お待ちしております。
委員	待ちに待った共生型の施設が、東京都内でもまだ10 いないところで、杉並の中で2カ所もできたということは、非常にうれしく思っております。もう少し、内容等がどういうものなのかお聞きしたいというのが1つあります。
障害者施策課長	内容というと。
掘向委員	デイサービスになると思うのですが、何か障害者に少し特化したようなものがあるのか、それとも、今までのデイサービスと全く同じような内容で、そこに即した人のみが行けるとか、障害者が65になったときに、そこを利用するとしてもどの程度の人が行けるのかなというのが、やはり私たち障害者からすると心配で、本当に重度の人はこういうところには適さないのかなとか。本当に初めての場所であるので、初めから、あの人もこの人もということでは希望はしていないのですが、ここがやはり成功していくことによって、多くの障害者が今後、高齢化していったときに、日中、過ごす場所の幅が広がっていくと思うので、一番初めのこの事業所が障害者も受け入れるということで、どういう特色があるのかなということをお聞きしたいということです。
障害者施策課長	わかりました。 今回、初めてということもありまして、基本的にはデイサービス事業所でふだんやっている活動を、今回の利用者の方もそうなのですが、実際に見ていただいて、ここなら通えるというところをご利用に至ったというところがあります。ただ、今も委員からお話をいただきましたけれども、デイサービスといっても、それぞれやはり特徴があります。それから障害がある方もそれぞれ個々で状況は違いますので、それぞれの利用される側とそれから受け入れる側がマッチングするような形の仕組みをつくっていかなくちゃいけないかなとは思っています。 そういう意味では、まだまだ我々も、デイサービスの施設の特徴とか、そういうところもなかなかまだ把握していないところもありますし、逆に利用する側のニーズとかもちょっとまだこれからというところがあるので、そんなところもこれから見た上で、どういうふうに拡充するとか、そういうところは考えていければと思っています。
会長	もう1つありますか。
委員	先ほど、廃止になった株式会社言語生活サポートセンターという事業所がありましたけれども、障害者の日ごろから使っている専門のそういうものと

	して、やはり OT とか PT、ST。言語療法士とか機能療法士とか、そういう人たちに入ってきてもらう部分はすごく多いので、もし、高齢のほうで、そういうデイサービスとか、もちろんリハビリ系もものすごく、ふだんから私たちの子どももよく使っているものなので、そういうものがどんどん使いやすくなると二重の手間がかからないというか、あの人がこっちにも行って、こっちにも行ってというよりは、場所をちょっと使わせてもらうとか、そういう意味でのデイサービスがふえていくといいなと思うので、これを足がかりにどんどん広がっていくといいなと切に願っています。
会長	ありがとうございました。 課長、何か。
障害者施策課長	今のご意見も踏まえて、これからどういうふうに広げていくとか、そういうことも含めて考えてまいりたいと思います。
会長	委員、どうぞ。お待たせしました。
委員	基本的なことで申しわけないのですけれども、私たちがこれを共生型として指定しますよね。というのは何か条件があるのですか。ただ、今までデイをやっていて、それこそ作業療法士さんが入るとかということが、今までそれでクリアできているだけだったならば、共生型と認めていいのかなというのがあるので、何か条件的に共生型にするには一線があったほうがいいというか、あるのではないかと想像するので、その辺のところを少し教えていただきたいです。
会長	この指定は障害者施策課ですね。
障害者施策課長	いえ、障害のほうの指定は東京都で行っています。ですので、指定を受けるという場合には、まず東京都に相談に行きまして、なぜ開設したいのかとか、開設後のいろいろな障害のある方の受け入れに関しての考え方とか、そういうものをきちんと聞いた上で、もちろん指定にはいろいろな施設とか人員とか基準はありますので、そういうようなものをきちんと満たした上で東京都の指定を受けるといような流れになります。
会長	ありがとうございました。 よろしいですか。
北垣委員	ちょっとよくわかりませんが。どの程度、どうなるのかなというのを。
会長	委員がわかっている？
委員	例えば入浴サービス、1つの事例ですけれども、すごく体の不自由な方が、ここのスギーさんに行けばお風呂に入れるということは、その設備、入浴がきちんと自分で入れない方が入るとか、例えばそういう設備の基準とか、そういうことですか。
委員	少しその基本がわかるというのと。
障害者施策課長	設備というだけではなくて、いろいろ人員のこととか、あともちろん、施設の面積とか、そういういろいろなものがありますので、そういう基準というところでは、そういうところを満たしたということにはなりません。
会長	あらかじめ設定された基準があって、それを都が審査をして、それをクリアしたところを指定すると。そういう段取りになっている。
障害者施策課長	そうです。ただ、もちろんその前には、先ほどお話しましたように、障害のある方に利用してもらうに当たっての、いろいろな事業者さんの考えと

	か、そういうところも聞いたり、あと、区のほうで、そういう共生型の指定を取りたいという事業者さんがあるということに対してどう考えているかとか、そういうようなところも東京都からヒアリングがありますので、そういうようなやり取りをした上で、最終的な基準とかはありますけれども、そういうところが満たされれば一応指定は受けられるという形になります。
会長	もともと介護のほうの事業所だったのですか。
障害者施策課長	この事業者さんは、全て高齢のデイサービスの事業所です。
会長	高齢のデイサービスだったところが障害者のデイサービスの基準を満たして、その指定をいわば二重に受けたということですね。
障害者施策課長	そういうことになります。だからどちらの方も受け入れるということになります。
会長	委員。
委員	共生型ということですが、定員の例えば障害者が何人で、高齢者が何人とか、そういう取り決めとかはないのでしょうか。
障害者施策課長	特にそういう取り決めはないです。例えばその施設の定員が10人だとしたら、障害の方を1人受け入れれば高齢の方は残り9人、2人受け入れたら8人というような形で、明確に障害が何人、それから高齢が何人というような決めはないと。なので、ここでも合わせてというような書き方をしているということです。
委員	条件にもよるとは思うのですが、この定員というのは、両方合わせて32名の37名ということではよろしいでしょうか。
障害者施策課長	そういうことです。
委員	それからもう一つ、済みません、制度のところですが、結局、高齢者は65歳、介護認定されている人が通うところですが、障害者においては、例えば介護保険を持っていなくても、障害認定があって65歳未満の人は通えるということと、それから65歳を過ぎれば障害者でも介護認定を受ける仕組みですね。受けない人もいるのかな。済みません、その辺で、両方を受けていくということではよろしいのですか。
障害者施策課長	そうですね。障害のほうについては障害の区分認定を受けた人が利用するという形になります。65歳を過ぎると原則は介護保険のほうへ移行する形になりますけれども、サービスの利用の仕方によって、プラスデイとか、そういうことがあります。
会長	同じサービスが障害福祉と介護とであった場合には介護を優先するというのが原則だだと思います、65歳を過ぎたら。そのときに別の事業所に行かなくてはいけなかったところが、今回の例でいくと、よそへ行かなくても、同じところに通っていて同じようなサービスを受け続けることができる可能性があるということだと思うのですが、それでよろしいですか。
障害者施策課長	そうですね。65歳未満でこちらを利用されていれば、そのまま引き続き、制度は変わりますが、同じ場所へ安心して通うことができるような形になります。
会長	委員、どうぞ。
委員	だんだん詳しく聞きたくなってきたのですが、生活介護、65歳未満で、ここに何日か通って、あとの残りの日は障害者のほうの福祉事業所に通

	うことも可能ですか。
障害者施策課長	ちょっと確認してみないと、というのはありますが、これ自体、基本的には障害福祉サービスですので、両方を実際の利用に当たって通えるかというのは個々のお話になろうかと思いますが、基本的には、共生型でこの施設に通う部分に関してはあくまで障害福祉サービスですので、その全体の中での利用のサービスの計画を立てて使っていくことになります。
会長	今のに関連して、今度はどうするかですね。 では、もう少しやってください。
委員	済みません。では、この場合、その人の相談するところは障害者の相談事業所で可能ですか。
障害者施策課長	そうです。
委員	わかりました。
会長	それでは委員、どうぞ。
委員	共生型は、うちも通所をやっているので指定を受けようと思えば受けられるのですが、小規模は運営が多分できないと思います。障害のほう単位は安いですし、10人で、定員がオーバーできないので、障害者が5人来て、あと介護保険が5人だと多分運営できないので、手は挙げないです。 指定人数があるので、そこに割ってくるので、やはり30何人とか、そういう人数がある程度、通所が大規模でないと多分運営できないと思います。 あとは、障害があって入浴ということがありましたけれども、高齢者の方も、脳血管性の方とか、かなり重度な方はいるし、糖尿病で両足切断の方もうちはやりましたが、分けられていますけれども、特定の疾病による方が介護保険になっているだけで、障害だけ見ればどちらが重度かなというときも結構、障害者の方と比べればあるので、その辺は認識が皆さんあれかなと思います。 あと、言語障害も、STさんがいなければ回復しないのではなくて、通常の世界の中に入ってきて日常的なことで会話するとか、社会的な中、そういう生活の中へ入ると結構改善される方はいらっしゃるんで、STさんとか、そういう専門的な方が講習会をもっと多くやって、ある程度、資格を持っていない方でも指導というか、そういうことができるようになっていくほうが大事かなと。STさんをふやすよりは、そのほうが早いかなと思うので、その辺も、逆に言えば杉並区さんが一般の方に講習会を多く開くとか。 構音障害と失語症は全く違うのです。失語症の方は、言葉が浮かばないとか、しゃべっていることはわかっているけど返す言葉が浮かんでこないとか。若干認識を一緒にされてしまうのですけれども、そういうことをもっと。認知症の方はかなり講習会を開かれているのですが、逆に言えば、一般のそういう方の講習も、難病もそうですけれども、この前、うちの事業所の前で2回パーキンソンの方が倒れて、それを介護したということがあるので、意外とパーキンソンの方も最近多くなっているんで、いろいろとそういう介護に要する種類がだんだんふえてきているのが現状なので、そういうのを一般の方がもっと知っていただく。共生型とか、そうじゃないとか、簡単には参入できないというのが今の仕組みなのです。以上です。
会長	ありがとうございました。 介護事業所あるいは介護職の方たちへのいろいろな研修の中に新しい項

	<p>目として加えていただくといいということだと思います。そして今、最初のほうで委員がおっしゃったのは、年齢は違っても状態像としてはあまり変わっていない。なのに、それを65という年齢でもって制度上区切ってしまっていたということで、そこに少しずつ風穴があきつつあるというのが今の状況なのだろうと思います。いろいろ工夫をこれからも続けていただきたいと思います。ありがとうございました。</p> <p>ほか、いかがですか。よろしいでしょうか。委員、どうぞ。</p>
委員	<p>そもそも共生型サービスということ自体が聞きなれない方ももしかしていらっしゃるのではないかなと思っていて、簡単に言うと、平成30年度から始まったものなので、まだ始まったばかりなのです。どちらの事業所、障害の事業所であっても高齢の事業所であってももう片方の事業の指定を取れるよというのももちろんですし、先ほどちょっと堀向さんが言ったみたいに、東京都内でまだ7カ所ぐらいしかないところでプラス杉並として2カ所という状況で今あって、今、ほかの方たちからも話があったみたいに、高齢者の中の障害者はいっぱいいるのです。</p> <p>でも、65歳以上になってから発症した方は、それはもう高齢枠でしか考えていないじゃないですか。64歳までに障害になった状態であれば、65歳のときに移行するかしないかという話にはなってくるのだけれども、そう考えると、高齢者の中にも障害者はたくさんいる。ただお互いの制度を知らないから利用に踏み切れなかったり、移行に踏み切れないこともあったりすることがあるので、共生型をつくることによって、これさえできれば、例えば20歳の障害の方でも高齢のデイサービスに行くこともできるわけです。別に高齢になりそうな人だけではない。そうすると違う利用のされ方というか、障害特性を生かしたデイサービスであるということもあり得る部分が出てきたりするのかなということも補足させていただいたほうがいいのかと思ったので、言わせてもらいました。</p>
会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ほか、よろしいでしょうか。ありがとうございました。</p> <p>それでは、次の報告事項に移ってまいりたいと思います。ケア24阿佐谷の移転についてです。地域包括ケア推進担当課長、お願いします。</p>
地域包括ケア推進担当課長	<p>資料6をごらんください。ケア24阿佐谷移転のご報告です。令和元年12月23日月曜日から下記の所在地に移転いたしました。移転先は杉並区阿佐谷北1-3-12、樺ビルディングB館1階。河北サテライトクリニックが入っているビルの中になります。その下の電話番号以下は変更はございません。地図をごらんいただきまして、阿佐ヶ谷駅の線路沿いですが、駐輪場の向かい側のところにございます。</p> <p>こちらに移転後も利用者さん方の混乱も特段なく業務を行っているという報告を受けております。以上です。</p>
会長	<p>また移転したという感じですね。今度の場所は、混乱はないということですが、ものすごくわかりにくい場所で、同じビルと言われましたけれども、同じビルのクリニックの裏口みたいな感じになってしまっているところなのです。入口も非常階段の横を通らないとわからないみたいなどころなので、もうちょっと何か、看板を出すなり工夫していただくといいかなと思いました。</p> <p>何かありますか。</p>
地域包括ケア推進担当課長	<p>駐輪場のところに2カ所、看板を設置しておりますし、また入り口はビルの裏側ではありますが、わかりやすいようにしております。</p>

会長	<p>よろしいですね。</p> <p>それでは、次の報告に移りたいと思います。杉並区生活支援体制整備の講演会「“杉並らしい” 支えあいのすゝめ」です。同じく地域包括ケア推進担当課長、お願いします。</p>
地域包括ケア推進担当課長	<p>「“杉並らしい” 支えあいのすゝめ」の講演会のお知らせです。</p> <p>地域の支え合いと言いましても、どのように行っていっていいのでしょうかということがあると思います。2月28日金曜日の2時から、セッション杉並1階展示室にて講演会を行います。第1部の講演会は、「人生100年時代のいきがい・支えあいをどうすすめるか」ということで、講師は清水肇子さん、さわやか福祉財団の理事長でいらっしゃいますが、ご講演をいただきます。第2部では、実践報告といたしまして、こちらの報告団体、宮前まちづくりの会、カーサ桜上水、天沼尚和会の方々にご自分たちの活動の報告をしていただきますので、どうぞ、お時間ございましたら、ぜひお運びいただきたいと思います。以上です。</p>
会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>委員、何かありますか。よろしいですか。</p> <p>ありがとうございました。それでは、報告事項、ここにあるものは終わりですが、あと配付物が2つありますね。「ぐるる」と「医療と介護の今」です。これについて何かご案内ありますか。地域包括ケア推進担当課長、どうぞ。</p>
地域包括ケア推進担当課長	<p>「杉並ぐるる」14号をお配りしております。こちらでは、地域でのいろいろ支え合いの活動についてご紹介している通信となっております。表面のところは、「西荻みなみ」という住民の方々で運営しているコミュニティスペースの活動について記載しております。</p> <p>3ページ目が、「地域で開催される支えあいの活動へ」ということで、第2層の協議体についての説明がございまして、その下側の部分については、第2層協議体から生まれた課題解決プログラムということで、高円寺南と阿佐谷の地域の方々の方々の活動について記事を掲載しておりますので、どうぞごらんください。以上です。</p>
会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>もう1つのほうはいいですか。</p>
高齢者施策課長	<p>きょうは不在でございます。</p>
会長	<p>そうか、ご担当の方がいらっしゃらない。</p> <p>開いていただくと、ここに先ほど来、話に出ているリハの3職種の人たちの写真が載っています。PTとOTとSTの人たちがここに出ています。</p> <p>特に皆さまのほうから議題がなければ、あるいは報告事項がなければ、その他に移りますが、よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、その他について、課長お願いします。</p>
高齢者施策課長	<p>それでは、次回の介護保険運営協議会の日程について調整させていただきたく存じます。</p> <p>現時点では3月下旬ごろを予定しておりますけれども、場所の空いている日が限られております。現状では、3月26日木曜日の午後、それから翌日27日金曜日の午前・午後、この3つのコマの中で一番ご出席いただける場所で決定したいと考えておりますけれども、皆様いかがでございましょうか。</p>
会長	<p>いつものように金曜日の午後としたいところだけれども、27日以外にな</p>

	いのですね。
高齢者施策課長	保健所になってしまうのです。以前に1回、保健所ということもあったとお聞きはしておりますが、どちらかというところの会場のほうが会議の条件としてはいいのかなと。ただ、皆様、午前中とかいうことになりますといかなもののでしょうか、お仕事の関係もと思ひまして、お尋ね申し上げます。
会長	そうすると、まず26日の午後がいい、26日だったら出られるという方。逆にしましょうか。26日の午後はだめという方。
高齢者施策課長	もうだめですね。では26日はバツということで。
会長	27日の午前がだめという方。
高齢者施策課長	かなり、やはり厳しいですね。
会長	27日の午後がだめという方。
高齢者施策課長	大体同じくらいの数でいらっしゃいました。
会長	そうしたら、どうしましょう。やはり金曜日の午後ということで、曜日、時間を優先して、場所を保健所の地下の会議室ということにしたいと思うのですが、それでよろしいですか。
高齢者施策課長	27日、ご都合の悪い方には大変恐縮ですが、どうもご出席の感じを見ますとそのほうがよさそうなので、それでは保健所の地下ということで、よろしくご協力をお願いいたします。また、場所等、追ってご連絡申し上げますので、不案内な方にはきちんとご案内を申し上げます。以上です。
会長	ほかに何かご発言、あるいは報告事項、その他ありますか。もうないですか。
高齢者施策課長	はい。これで終了です。
会長	それでは、予定時間より少し早いですが、本年度第3回の介護保険運営協議会をこれにて閉じさせていただきます。ご協力ありがとうございました。